

改正 2020年7月15日

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、中京大学学則第26条の規定に基づき、中京大学（以下「本学」という。）に在籍する学部学生又は大学院学生に対する経済的な支援を行うための奨学金制度に関し、必要な事項を定めるものとする。

(奨学金制度の種類)

第2条 この規程に定める奨学金制度は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 給付奨学金制度
- (2) 教育資金融資援助奨学金制度
- (3) 緊急支援奨学金制度
- (4) 災害支援奨学金制度

(定義)

第3条 前条に規定する制度により学資の給付を受ける者を奨学生といい、給付する学資を奨学金という。

(委員会)

第4条 奨学生の選考及び奨学金に関する事項の審議については、学生生活委員会（以下「委員会」という。）が行う。

(奨学生の人数)

第5条 奨学生の人数は、予算内において委員会が決定する。

(採否通知)

第6条 奨学生の採否は、文書で通知する。

(給付方法)

第7条 奨学金は、採用決定後、給付する。

2 奨学金の給付は、届出口座への振込みによって行う。

(資金)

第8条 奨学金は、次に掲げる資金をもって充てる。

- (1) 本学経常財政からの各年度拠出金
- (2) 寄附金
- (3) その他の収入

(資格の喪失)

第9条 奨学生が次のいずれかに該当し、又は該当すると認められるときは、委員会の審議を経て、奨学生の資格を取り消し、既に給付した奨学金の全額を即時返還させることができる。

- (1) 学則上の処罰を受けたとき。
- (2) 願書又は提出書類に虚偽の記載が認められたとき。
- (3) その他奨学生として適当でないと認められたとき。

(奨学生の辞退)

第10条 奨学生は、辞退届を委員会に提出して、奨学金の受給を辞退することができる。

2 辞退届が提出された場合は、委員会において審議を行う。

第2章 給付奨学金制度

(給付奨学金制度の目的)

第11条 給付奨学金制度は、本学に修学する2年次以上の学部学生で、学業成績が優れているが、経済的事情のため、修学困難なものに勉学の条件を保障し、教育の機会均等を実現することを目的とする。

2 この制度により学資の給付を受ける者を給付奨学生といい、給付する学資を給付奨学金という。

(給付奨学金の額)

第12条 給付奨学金の額は、給付奨学生1人当たり、年額50万円又は20万円とする。

(給付奨学金の給付期間)

第13条 給付奨学金の給付期間は1年とし、2年以上の給付を必要とする者は1年ごとに改めて申請しなければならない。

(給付奨学生の選考)

第14条 給付奨学生の選考は、年1回行う。

(給付奨学生の出願基準)

第15条 給付奨学生は、次の全てに該当する者を対象とする。

- (1) 第11条第1項に該当する事由を証明できること。
- (2) 単位修得に問題がなく、学業を継続して確実に卒業できる見込みがあること。
- (3) 成績基準及び家計基準を満たすこと。
- (4) 他の奨学金制度との併用要件を満たすこと。

(給付奨学生の出願手続)

第16条 給付奨学生に出願しようとする者は、次に掲げる書類を学生支援課に提出しなければならない。

- (1) 所定の願書
- (2) 成績証明書
- (3) 家庭の経済状況を証明する書類
- (4) 特別な事情があればその事由を証明する書類

第3章 教育資金融資援助奨学金制度

(教育資金融資援助奨学金制度の目的)

第17条 教育資金融資援助奨学金制度は、本学に修学する学部学生又は大学院学生で、経済的理由により金融機関が取り扱う教育資金融資を利用して学費を納付したものに対して、経済的援助を行うことを目的とする。

2 この制度により教育資金融資から発生した利子等について援助給付を受ける者を教育資金融資援助奨学生といい、給付する学資を教育資金融資援助奨学金という。

(教育資金融資援助奨学金の額)

第18条 教育資金融資援助奨学金は、教育資金融資の利子等に対し、別に定める方法により算定された額とする。

2 教育資金融資のうち対象となる額は、200万円を上限とする。

(教育資金融資援助奨学金の給付期間)

第19条 教育資金融資援助奨学金の給付期間は、学部学生は入学後4年以内、博士前期課程の大学院学生は入学後2年以内、博士後期課程の大学院学生は入学後3年以内とする。

2 教育資金融資援助奨学金の給付期間は1年とし、2年以上の給付を必要とする者は1年ごとに改めて申請しなければならない。

(教育資金融資援助奨学生の選考)

第20条 教育資金融資援助奨学生の選考は、年1回行う。

(教育資金融資援助奨学生の出願基準)

第21条 教育資金融資援助奨学生は、次の全てに該当する者を対象とする。

- (1) 第17条第1項に該当する事由を証明できること。
- (2) 単位修得に問題がなく、学業を継続して確実に卒業又は修了できる見込みがあること。
- (3) 教育資金融資を利用して学費の全部又は一部を納付していること。
- (4) 他の奨学金制度との併用要件を満たすこと。

(教育資金融資援助奨学生の出願手続)

第22条 教育資金融資援助奨学生に出願しようとする者は、次に掲げる書類を学生支援課に提出しなければならない。

- (1) 所定の願書
- (2) 成績証明書
- (3) 教育資金融資契約書及び返還計画書の写し
- (4) 融資金残高証明書
- (5) 保証人(学費支弁者)の所得証明書

第4章 緊急支援奨学金制度

(緊急支援奨学金制度の目的)

第23条 緊急支援奨学金制度は、本学に修学し、学業に精励している学部学生又は大学院学生で、その保証人又は学費支弁者が、解雇・倒産・自己破産・行方不明等による家計事情で修学が困難なものに勉学の条件を保障し、教育の機会均等を実現することを目的とする。

2 この制度により学資の給付を受ける者を緊急支援奨学生といい、給付する学資を緊急支援奨学金という。

(緊急支援奨学金の額)

第24条 緊急支援奨学金の額は、緊急支援奨学生1人当たり、学部学生年額50万円、大学院学生年額30万円とする。

(緊急支援奨学金の給付期間)

第25条 緊急支援奨学金の給付期間は、1年とする。

(緊急支援奨学生の選考)

第26条 緊急支援奨学生の選考は、出願があったときに行う。

(緊急支援奨学生の出願基準)

第27条 緊急支援奨学生は、次の全てに該当する者を対象とする。

- (1) 第23条第1項に該当する事由を証明できること。
- (2) 単位修得に問題がなく、学業を継続して確実に卒業又は修了できる見込みがあること。
- (3) 前年度までに、緊急支援奨学金を受給していないこと。
- (4) 他の奨学金制度との併用要件を満たすこと。

(緊急支援奨学生の出願手続)

第28条 緊急支援奨学生に出願しようとする者は、事由発生後6か月以内に、次に掲げる書類を学生支援課に提出しなければならない。

- (1) 所定の願書
- (2) 成績証明書
- (3) 解雇・倒産・自己破産・行方不明等を証明する書類
- (4) 特別な事情があればその事由を証明する書類

第5章 災害支援奨学金制度

(災害支援奨学金制度の目的)

第29条 災害支援奨学金制度は、本学に修学し、学業に精励している学部学生又は大学院学生のうち、地理的変動(地震、津波、火山噴火等)、悪天候(台風、洪水等)、人的要因(大火、事故、紛争等)、感染症等に起因する災害により家計事情が急変し修学が困難な者に、勉学の条件を保障し、教育の機会均等を実現することを目的とする。

2 この制度により学資の給付を受ける者を災害支援奨学生といい、給付する学資を災害支援奨学金という。

(災害支援奨学金の額)

第30条 災害支援奨学金の額は、災害支援奨学生1人当たり、年額20万円とする。

2 前項の規定にかかわらず、特別の配慮の必要がある場合は、学長会議の審議を経て、学長が災害支援奨学金の額を決定する。

(災害支援奨学金の給付期間)

第31条 災害支援奨学金の給付期間は、1年とする。

(災害支援奨学生の選考)

第32条 災害支援奨学生の選考は、出願があったときに行う。

(災害支援奨学生の出願基準)

第33条 災害支援奨学生は、次の全てに該当する者を対象とする。

- (1) 第29条第1項に該当する事由を証明できること。
- (2) 単位修得に問題がなく、学業を継続して確実に卒業又は修了できる見込みがあること。
- (3) 他の奨学金制度との併用要件を満たすこと。

(災害支援奨学生の出願手続)

第34条 災害支援奨学生に出願しようとする者は、事由発生後3か月以内に、次に掲げる書類を学生支援課に提出しなければならない。

- (1) 所定の願書
 - (2) 成績証明書
 - (3) 罹災を証明する書類
 - (4) 特別な事情があればその事由を証明する書類
- (所管)

第35条 奨学金制度に関する事項は委員会が所管し、当該業務は学生支援課が行う。

(規程の改廃)

第36条 この規程の改廃は、委員会及び教学審議会の審議を経て、学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、2017年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、給付奨学規程、教育資金融資援助奨学規程、緊急支援奨学規程及び災害支援奨学規程は、廃止する。

附 則

この規程は、2020年7月15日から施行する。